

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和4年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和4年度の初日から令和4年4月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

## 記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	111 トン	8 トン	103 トン
		110 トン	8 トン	102 トン
3	クリーム	53 トン	16 トン	37 トン
		43 トン	16 トン	27 トン
4	粉乳類	39,597 トン	626 トン	38,971 トン
		32,077 トン	432 トン	31,645 トン
5	無糖れん乳	2,540 トン	0 トン	2,540 トン
		2,537 トン	0 トン	2,537 トン
6	加糖れん乳	354 トン	3 トン	351 トン
		254 トン	3 トン	251 トン
7	ヨーグルト	13 トン	0 トン	13 トン
		13 トン	0 トン	13 トン
8	バターミルク	17 トン	3 トン	14 トン
		17 トン	3 トン	14 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,924 トン	2,578 トン	50,346 トン
		39,833 トン	2,112 トン	37,721 トン
10	その他の乳製品	12,655 トン	454 トン	12,201 トン
		9,733 トン	203 トン	9,530 トン
11	バター	22,803 トン	740 トン	22,063 トン
		19,998 トン	735 トン	19,263 トン
12	豆類	80,402 トン	6,262 トン	74,140 トン
		32,815 トン	2,493 トン	30,322 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,547,712 トン	361,135 トン	5,186,577 トン
		4,396,456 トン	320,066 トン	4,076,390 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,227,096 トン	111,827 トン	1,115,269 トン
		226,552 トン	21,236 トン	205,316 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	706,967 トン	24,604 トン	682,363 トン
		706,467 トン	24,604 トン	681,863 トン
15	コーンスターチ	3,762 トン	356 トン	3,406 トン
		3,603 トン	248 トン	3,355 トン
16	ばれいしょでん粉	10,508 トン	46 トン	10,462 トン
		8,752 トン	3 トン	8,749 トン
17	マニオカでん粉	164,346 トン	9,186 トン	155,160 トン
		163,917 トン	9,186 トン	154,731 トン
18	サゴでん粉	19,406 トン	1,008 トン	18,398 トン
		19,406 トン	1,008 トン	18,398 トン
19	その他のでん粉	1,496 トン	9 トン	1,487 トン
		1,308 トン	9 トン	1,299 トン
20	イヌリン	2,774 トン	123 トン	2,651 トン
		72 トン	0 トン	72 トン
21	落花生	33,564 トン	3,203 トン	30,361 トン
		20,641 トン	1,912 トン	18,729 トン
22	こんにゃく芋	156 トン	43 トン	113 トン
		156 トン	43 トン	113 トン
23	ミルク調製品	10,039 トン	114 トン	9,925 トン
		4,879 トン	2 トン	4,877 トン
24	でん粉調製品	287 トン	6 トン	281 トン
		287 トン	6 トン	281 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,970 トン	292 トン	4,678 トン
		2,580 トン	68 トン	2,512 トン
27	調製食用脂	18,993 トン	181 トン	18,812 トン
		2,415 トン	124 トン	2,291 トン
28	繭	4.5 トン	0.0 トン	4.5 トン
		4.5 トン	0.0 トン	4.5 トン
29	生糸	260 トン	0 トン	260 トン
		260 トン	0 トン	260 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。